

委員長報告から

総務常任委員会

【第4回委員会分】

委員から、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例について、管理監督職 勤務上限年齢制が導入されるが、どのようなイメージで捉えればいいのかとの質疑があり、執行部から、管理職手当の支給対象の職員が、課長補佐級の職に配置されるイメージであり、それぞれの職員がそれまで培ったスキルや能力を十分生かせる職への配置を個別に検討していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、今回の定年引上げに伴う制度には、複雑な部分もあるが、対象になる県職員へはどのような説明をするのかとの質疑があり、執行部から、早速10月以降、対象職員への説明を進めたいと考えており、任用、給与等の新たな制度について、分かりやすく丁寧に説明していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住促進事業の空き家バンクプラットフォームについて、県内各市町村が運営している空き家バンクに掲載されている物件情報を、一つのプラットフォームの中で県全体分として掲載するということだが、それらの物件がだんだん選ばれなくなるという事態も懸念されるので、将来的には各市町村が提供する空き家物件の情報についても整理できるようにしたほうが、利用者の利便性向上につながるのではないかと質疑があり、執行部から、360度カメラを導入し遠隔地からの内覧を可能にするなど、利用者にとって検索しやすいプラットフォームにしたいと思っているが、どうしても選ばれない物件は出てくるので、空き家物件の情報の掘り起こしについては、各市町村に尽力していただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例について、今後、県の契約相手となる会社及びその労働者へ周知は行うのかとの質疑があり、執行部から、今後、様々な広報手段を使って、各団体、労働者の皆様への周知に努めていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、条例制定後は、最初から細部をきっちり決めて縛るような感じではなく、理念型の条例であることを踏まえ、まずは周知徹底に注力してほしいと思っている、県としては、これからこの条例をどう運用していこうと考えているのかとの質疑があり、執行部から、働き方改革や環境保全などとともに、熊本地震等の本県特有の事情も踏まえ、条例名に「持続可能な社会の実現に寄与する」という文言を付け加えており、こういった理念を県民や事業者の皆様へ周知していきたい、また、県との公契約の締結を一つの縁とし、企業の価値向上にもつながるような条例にできればと思っているとの答弁がありました。

次に、委員から、天草エアラインについて、機体1機での運用は赤字にならざるを得ないので、単独で厳しければ他社との連携を含め2機体制で運用すべきと考えるが、今後の方針を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、機体をどうするかは、大きな判断が必要であり、利用状況も踏まえ今後検討していくことになるが、天草エアラインだけで取り組める部分と合わせ、全国のコミュータ航空と連携した取組等

も進めながら、効率的に稼げる経営体制に少しでも近づけるよう努力していくとの答弁がありました。

厚生常任委員会

【第4回委員会分】

委員から、健康福祉部長の総括説明の中で、新型コロナウイルス感染症対策において、発生届の対象を重症化リスクの高い方に限定した全数届出の見直しを行ったとあったが、それに併せて整備された、発生届の対象外の方が重症化した場合のフォローアップ体制について、現時点の状況を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、体調急変による療養支援センターへの相談件数については、受付を開始した9月26日から3日間で、昼間6件、夜間17件の相談があったとの答弁がありました。

関連して、委員から、全数届出の見直しは、フォローアップ体制の整備等の新たな業務も出てきている中で、医療機関や保健所の負担軽減につながっているのかとの質疑があり、執行部から、現在、感染者数は減少傾向にあるため、全数届出の見直しの効果を一概に判断するのは難しいが、見直しにより発生届の件数は8割程度減少しており、この部分は負担軽減につながっていると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業について、第7波で自宅療養者が急増した際に、阿蘇地域では市町村が連携して自宅療養者の支援等を行っていると感じたが、今後、第8波に向け、市町村と連携した取組ができないかとの質疑があり、執行部から、阿蘇地域では、8月中旬から、市町村職員1名が保健所に輪番で常駐し、保健所と連携して生活支援等に取り組んでいる、また、自宅療養者の生活支援については、感染症法において市町村との連携に努めるとの規定もあるため、市町村と連携した取組について今後協議を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、特別保育総合推進事業について、感染症対策のための設備整備等は、今回の対象施設以外にも必要な施設が多数あると思うが、今後も支援は継続するのかとの質疑があり、執行部から、今回は国の経済対策分として実施しているが、もともとある補助事業を活用して、今後も支援を続けていくことは可能と考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業について、本事業は感染した入所者を施設に留め置くことを前提としているようだが、医療機関につなぐ対応が原則であるべきではないかとの質疑があり、執行部から、従来、高齢者は原則入院としていたが、第7波の爆発的な感染拡大に伴い、医療体制の維持が困難となったことや、認知症の方などは生活環境が変わると状態が悪化する例もあるため、現在は入所者の状況に応じて、医療支援チームや嘱託医などが入院か留め置きかを判断しているとの答弁がありました。

経済環境常任委員会

【第4回委員会分】

委員から、技術短期大学学校教育対策事業について、高度な知識、技能を兼ね備えた技術者の育成に必要

な機器の整備に要する経費とあるが、具体的な内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、整備予定の機器は、半導体関連の人材育成に活用するための、電子回路等について学習するパルス回路実習装置や、デジタルマルチメータ、空気圧技術実習装置等で、現在の4学科に加えて、令和6年度に設置予定の新学科でも使用することを想定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、TSMCの進出に伴う人材育成は大事なことだと思うので、積極的に実施してもらいたいとの要望がありました。

関連して、委員から人材育成に関して、高等専門学校等との連携はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、熊本高専や熊本大学などの技術系の人材を輩出する教育機関との連携については、熊本県半導体人材育成会議を設置して、教育機関と産業界の関係者が意見交換する場を設けている、また、九州経済産業局が進めている九州半導体人材育成等コンソーシアムに参加して、九州管内の大学と連携、情報共有をすることで必要な人材育成に努めていくとの答弁がありました。

次に、委員から、令和5年4月に予定されているくまもと産業支援財団と熊本県起業支援センターの統合について、先日の管外視察で北海道の施設を視察した際に、行政だけではなく民間と連携することで、民間企業にも行政にもプラス効果が期待できると感じたが、どのような方法を考えているのかとの質疑があり、執行部から、くまもと産業支援財団等が立地しているテクノロジーパーク周辺は、空港のリニューアルや東海大学九州キャンパスの移転が予定され、先日、これら空港や大学と連携協定を締結したところであり、今後とも、空港や大学をはじめ、民間とも連携して起業家支援に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、本県では、くまもと再発見の旅として実施されている旅行需要喚起策について、発行されるクーポン券の金額が、本県と他県で違いがあるのはどのような仕組みによるものか教えてもらいたいとの質疑があり、執行部から、クーポン券については、県が発行するものに加えて、市町村が独自に実施している場合があり、金額に違いが生じるケースが考えられるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、全国で同様の事業を実施していく場合、旅行者の奪い合いとなり、クーポン券の金額が高いところに旅行者が集中することが考えられるため、他県の状況についても把握しながら実施してもらいたいとの要望がありました。

農林水産常任委員会

【第4回委員会分】

委員から、排水機場運転管理の緊急時への対応について、湛水防除事業で造成した排水機場は、台風の襲来などから農地だけではなく、地域住民の暮らしを守る施設でもあるが、排水ポンプは特注品であり、製造したメーカーしか修理ができないという事情がある、メーカーが県外の場合は、今回の台風14号のように高速道路の通行止めなどが発生した際、迅速に修理ができないという問題があると認識している、そのため、メンテナンスや緊急時における対策について、整理しておくべきではないかとの質疑があり、執行部から、現在、工事の落札者を決定する際は、緊急時の支援体制のことを総合評価方式の評価に加えているが、今後、製造メーカー及び地元業者による支援体制、管理実態を再度確認し、緊急時においてより

適切に対応できるために、どのような評価を行うべきか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、鳥獣被害が深刻化している中で、鳥獣被害防止対策交付金の国庫返納が発生している理由はなにか、また、昨年施行された鳥獣被害防止特別措置法による県境を越えた取組の動きはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、国の対策強化によって捕獲数が増加してきたが、昨年から頭打ちとなり、市町村によっては捕獲数が見込みを下回ったため、交付金の余剰が発生したことが返納の理由である。今後も各市町村の捕獲状況を把握し効果的に取り組んでいく、また、県を跨いだ取組は、課題があれば、今後、隣県と連携を強化していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、イノシシや鹿の頭数は、現場では増えているという感覚なので、交付金が不足するくらいに取り組んでもらいたい、また、本県は隣接する県が多く、イノシシ等が一時的に県外へ逃げたとしても、再度戻ってくるのが十分に考えられるので、特措法による広域連携を強化してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、田んぼダムの普及・拡大事業について、推進に向けて取組を牽引する人材育成等に要する経費が計上されているが、育成する人材とはどのような方をイメージされているのかとの質疑があり、執行部から、これまで、人吉・球磨地域の実証実験事業を通じて田んぼダムを推進してきたが、今後は、地域の自発的な取組を後押しできる人材、例えば、土地改良区や多面的機能支払いの活動組織などの地域団体のリーダーにその役割を担ってほしいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、農地の整備の在り方と併せて、田んぼダムの取組の適地を先に示した上で、人材育成を効果的に進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、TSMCをはじめとした半導体企業の集積が始まろうとしており、県北地域においては土地の需要が高まっている状況にあって、今後、農地の農振除外を行わざるを得ない状況が生じた場合は、市町村任せではなく、乱開発を防ぐためにも、県として総合的な判断が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、優良農地の確保という観点をしっかり持ちながらも、企業の進出は就業機会の確保や地域振興を進める上では必要と認識しており、県としては、市町村の計画や土地利用調整を経て、関係法令に基づいて個別に対応していく、また、市町村の計画への県の関わりについて、しっかりと庁内で検討を行っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、原油価格・物価高騰等への対応について、農業などの産業は、原価が上昇しても販売価格に転嫁できないため、我慢するしかない状況にある、これまで、肥料高騰対策として、熊本県は国に先駆けて支援を行った事例もあるが、今後も、生産者、生産団体とも話をしながら、引き続き、実効性の高い対策を講じてほしいとの要望がありました。

建設常任委員会

【第4回委員会分】

委員から、都市計画法に基づく集落内開発制度の運用基準の改定について、対策が必要な区域は「想定浸水深3m以上の区域」とあるが、県全体で該当する地域が把握できるハザードマップ等はあるのかとの質疑があり、執行部から、想定浸水区域については、国のホームページで公表されており、全て見ること

が可能となっている。また、それを活用して、各市町村はハザードマップを作成しており、それも見る事ができるとの答弁がありました。

さらに、委員から、安全対策には費用負担を伴うため、前もって「想定浸水深3m以上の区域」については公表していただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、五木村の振興について、ダムに翻弄されてきた五木村の方々のこれまでの経緯を踏まえ、村の振興には責任をもって取り組んでいかなければならないが、積み増した振興基金については、どのように活用しようと考えているのかとの質疑があり、執行部からは、基金については、現在、球磨川流域復興局で五木村振興計画の策定を進めており、その計画に基づいて実施する事業に支出をしていくと聞いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、新聞報道によると、村の方々が県に対して不満や疑問を抱いているように感じている。それを払拭するため、誠心誠意五木村に寄り添い、十分意見を聞いて、誠意を持って対応することが、五木村の方々の県行政に対する信頼回復につながると思うがいかがかとの質疑があり、執行部から、委員御指摘のとおり、村長や村議、村民の方々に寄り添い意見を交わしながら、しっかりと対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、令和4年台風14号の被害状況について、小川泉線、樅木河合場線、久連子落合線など主要県道が全面通行止めになっており、中には令和2年からのものもあるが、生業にかかわる死活問題となっているため、復旧の見通しはどうなっているのか、意気込みぐらひは示してほしいとの質疑があり、執行部から、今後の見通しが見えないというのは、地元の方にとって大変不安な状況であると認識している。まず孤立集落をなくすことを前提に今一生懸命やっているが、一番重要なのは、見通しをきちんと示すことだと思っているため、丁寧に情報が行きわたるようにするとともに、復旧については、全力で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、球磨大橋は幸い落橋せず、人的被害はなかったものの、建設から60年経過していると聞いているが、県下に同様の橋はあるのかとの質疑があり、執行部から、県内に建設後60年を超える橋梁は数十橋程度あると思われるが、今のところ5年に1回の点検の結果では健全性が保たれている状況であり、その中でも80年、100年経つような橋梁については、架け替えも含めて今計画を立てている。球磨大橋については、3年前に調査点検を行って損傷箇所を修繕しており、健全性には問題ないと判断していたため、今回の件については現在原因を調べているが、橋脚の沈下という点検当時は予測できなかった損傷が発生して今回の通行止めに至ったと考えている。他の橋梁についても、しっかり点検を行い、何か不具合などあれば、すぐに対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本市圏都市交通マスタープランについて、一部修正するような話を聞いているが、マスタープランの見直しは、自治体のまちづくりや企業活動に影響を及ぼすので、変更点や変更しない点をきちんと示していただきたいとの要望がありました。

教育警察常任委員会

【第4回委員会分】

委員から、県立夜間中学整備事業について、熊本市と連携して整備することだが、先生の配置等の問題については、どのように検討しているのかとの質疑があり、執行部から、教職員の配置等の問題については、熊本市と協議を進めているが、県立夜間中学のあり方全体を検討する場として、外部有識者や関係団体等からなる推進協議会を立ち上げ、各方面から意見をいただいているとの答弁がありました。

関連して、委員から、県立夜間中学では、15歳以上の方を対象に1クラス20人ということだが、外国籍の方や不登校だった方等いろいろな生徒がいる中、20人に1人の先生でいいのかとの質疑があり、執行部から、様々な背景を持った生徒の入学が予想されるので、それに対応できる教職員や支援員等の配置について、今後、検討していくとの答弁がありました。

次に、委員から、県有財産の無償貸付けについて、県立高森高校の教職員住宅跡地を高森町が借り受け、同校の生徒を対象とする町営寮を整備することだが、どのような施設になるのかとの質疑があり、執行部から、定員6名の木造平屋建てを3棟整備し、計18名が入居できる女子寮が予定されている。なお、男子寮については隣地の高森町が所有する建物を町が改修して整備する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況報告に関連して、光熱費等の高騰が懸念され、政府も物価支援策を掲げている。体育施設での光熱費等の高騰に対しても指定管理者だけの負担とならないよう対策を考えるべきではないかとの質疑があり、執行部から、指定管理者からの要望を協議し、10月1日から利用者に負担していただく施設使用料を条例で定める範囲内で値上げすることにより、光熱費等の高騰に対応することとしているとの答弁がありました。

次に、委員から、今年度の全国学力・学習状況調査について、平均正答率が公表されると現場の先生方は、平均点を意識して子供たちに指導を行ってしまう。一人一人の子供のつまづきをしっかりと見てほしい。この調査が目指している学力定着の確認ということを、現場の先生や子供たち、保護者にもしっかりと伝えていただきたいとの要望がありました。

関連して、委員から先生になりたい人が少なくなっている中、先生方の苦労や頑張りを感じている。この調査で、子供たちの中には、どの問題の一つも答えられなかった子供もいるのではないだろうか、そのような子供にどう対応していくのか、チーム学校という意識で対応していただきたいとの要望がありました。